



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 363 包括外部監査契約の締結 (財政課)..... 1
364 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課)..... 2
365 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 2

○ 人事委員会告示

- 9 令和7年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施 2

告 示

和歌山県告示第363号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和7年5月9日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 宮 崎 泉

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和7年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者（以下「包括外部監査人」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額

基本費用	5,211,800円（消費税及び地方消費税を含む。）
執務費用及び実費	<p>執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、4,985,200円（消費税及び地方消費税を含む。）をもって上限とする。</p> <p>1 執務費用 基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、91,670円を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは91,670円を、当該外部監査人補助者が公認会計士試験合格者等であるときは56,650円をそれぞれ乗じた金額を合算したものであるとする。</p> <p>2 実費 旅費に關係人出頭費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 旅費 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張（包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地（包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地）を離れて旅行することをいう。以下同じ。）したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張した</p>

ときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。）の例により算定した額とする。
 (2) 関係人出頭費用
 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために関係人の出頭を求めたときの当該関係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。

- 3 包括外部監査人の氏名及び住所
 谷口信介
 京都府京都市中京区河原町通二条下る一之船入町537番地17 イーグルコート御池高瀬川410号
- 4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法
 監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。

和歌山県告示第364号

令和7年和歌山県告示第156号（以下「告示第156号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年5月9日

和歌山県知事職務代理者
 和歌山県副知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不明である通知の相手方
 上安健輔
 阪本熊太郎
 村上正三
 山本肇
 田上清太郎
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
 告示第156号のとおり

和歌山県告示第365号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年5月9日

和歌山県知事職務代理者
 和歌山県副知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3692	新宮市佐野字山田1069番16、1074番3の一部、1074番5の一部、1074番6の一部、1074番7の一部、1074番8	三重県尾鷲市南陽町9番37号 株式会社アサヒ住宅 代表取締役 山下宗一郎	令和 7.4.22	6.00	29.28
				5.00	33.95

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第9号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職

員（以下「育休任期付職員」という。）並びに同法第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）第4条第3項第3号の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

令和7年5月9日

和歌山県人事委員会事務局長 湯 葉 努

令和7年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験要綱

1 試験区分、勤務地区分、採用予定人員及び主な職務内容等

＜育休任期付職員採用試験＞

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	和歌山A	12人程度	本庁等における事務
	和歌山B	1人程度	県立文書館における事務
	紀 北	1人程度	伊都振興局地域づくり部における事務
	紀 中	1人程度	有田振興局地域づくり部における事務
土 木	紀 北	1人程度	伊都振興局建設部における道路事業の調査、測量、設計及び施工に関する業務等
農 業	和歌山	1人程度	海草振興局農林水産振興部における農業の担い手の確保及び育成に関する業務等

＜任期付短時間勤務職員採用試験＞

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
短時間 一般事務	和歌山A	1人程度	本庁における事務
	和歌山B	1人程度	本庁における事務
	西牟婁	1人程度	紀南県税事務所における事務

申し込むことができる試験区分は一つに限るが、当該試験区分に勤務地区分が複数ある場合は、第2志望の勤務地区分まで申し込むことができる（第1志望は必ず選択し、第2志望の選択は任意とする。）。

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

勤務地区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀 北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
紀 中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表

第1次試験	令和7年6月29日（日）	和歌山市 田辺市	令和7年7月17日（木）に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。
第2次試験	令和7年7月30日（水）又は同月31日（木）のいずれか指定する1日	和歌山市	令和7年8月8日（金）に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。

（注）試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 （択一式）	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語	1時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

5 合格者の決定方法

第1次試験の合格者は、第1志望の勤務地区分において基礎能力試験の得点順に決定する。

最終合格者は第2次試験の得点の高い者から順に、勤務地区分の志望順に決定する（第1志望の勤務地区分が採用予定人員に達している場合は、第2志望の勤務地区分で可否を決定する。志望していない勤務地区分で合格することはない。）。

なお、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、得点が高くても不合格となる。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「ご応募はこちら」から「採用試験申込」のページへ移動し、当該ページの「令和7年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員（資格免許職を含む。）採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和7年5月29日（木）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和7年5月19日（月）午前10時から同年6月6日（金）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「送信完了」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「送信完了」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分の勤務地区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね令和7年9月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）。

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

< 育休任期付職員 >

○任期 おおむね8か月以上3年未満

なお、職員の育児休業の取得状況により、採用時に決定された任期は、短縮し、又は延長される場合がある。

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
一般事務（和歌山A・紀北・紀中）、土木（紀北）、農業（和歌山）	午前9時から午後5時45分まで	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）、年末及び年始
一般事務（和歌山B）	午前9時30分から午後6時15分まで	日曜日又は土曜日のうちいずれか1日（ただし、祝日勤務あり。）、月曜日（休館日）、年末及び年始

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期

試験区分等	任期
短時間一般事務（和歌山A）	おおむね10か月 なお、職員の育児短時間勤務の取得状況により、採用時に決定された任期は、短縮し、又は延長される場合がある。
短時間一般事務（和歌山B）	おおむね2年6か月 なお、職員の育児部分休業の取得状況により、採用時に決定された任期は、短縮し、又は延長される場合がある。
短時間一般事務（西牟婁）	おおむね1年間 なお、職員の育児短時間勤務の取得状況により、採用時に決定された任期は、短縮し、又は延長される場合がある。

※ 育児短時間勤務とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいい、育児部分休業とは、育児に伴う同法第19条第1項に規定する部分休業をいう。

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
短時間一般事務（和歌山A）	午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始
短時間一般事務（和歌山B）	午後3時45分から午後5時45分までの週10時間	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始
短時間一般事務（西牟婁）	午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始

(3) 採用時の給料等の月額、おおむね以下のとおり（令和7年4月1日現在において高等学校卒業程度の学歴を有する者の額）である。ただし、民間企業等の職歴、高等学校卒業を超える学歴その他の経歴に応じて次の表の給料等の月額より多い額となる。

試験区分等	給料等の月額（地域手当を含む。）	適用給料表
育休任期付職員 一般事務（和歌山A・和歌山B・紀北・紀中）、土木（紀北）、農業（和歌山）	204,225円（和歌山市又は橋本市が勤務地である場合） 200,335円（和歌山市及び橋本市を除く勤務地である場合）	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務（和歌山A）	74,662円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務（和歌山B）	52,702円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務（西牟婁）	99,090円	行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、育休任期付職員については、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

8 車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」メールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合はその旨	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験及び第2次試験の得点及び順位	

10 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

メールアドレス e2101001@pref.wakayama.lg.jp